

埼玉県青少年健全育成条例（抄）

（優良な図書等及び興行の推奨）

第 10 条 知事は、図書等又は興行で、その内容が青少年の健全な育成を図るため特に優良と認められるものを推奨することができる。

（審議会への諮問）

第 25 条 知事は次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会に諮問しなければならない。ただし、第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、この限りでない。

(1) 第 10 条の規定により推奨をしようとするとき。